

菩薩戒思想の形成と展開

池田魯參

一 問題の所在

中国仏教思想史において、大乘菩薩戒はどのように形成されたのであろうか。又、そのような思想はどのように展開されるのであろうか。この二点の問題について本論では特に受戒儀の面から考察を加えたい。

菩薩戒思想の形成という意味で、歴史的に大きな役割を荷った人は、天台智顛（一五九七）であろう。彼には『梵網菩薩戒經義疏』三卷⁽¹⁾がある。他にも『法華玄義』卷三下の戒聖行の段、『摩訶止観』卷四上の具縁第一持戒清浄の段、⁽²⁾「釈禅波羅蜜次第法門」卷二などにおいて彼の戒学をみる事ができる。

天台疏二卷は、釈名、出体、料簡の三重玄義を説くが、料簡について須信心、無三障、人法為縁の三分を説き、人法為縁に法縁を論じ、そこにおいて智顛は彼の在世当時に現行した六種類の受戒法を掲示するのである。受戒法にはらうこの

ような配慮は天台疏の一つの特色であり、大曆十二年（七七七）に著わされる、明曠の『梵網菩薩戒經疏刪補』三卷⁽³⁾は天台疏の正統を受けて、新たに受法の一科を設けているほどである。例せば、法蔵の『梵網經菩薩戒本疏』六卷、義寂の『梵網經菩薩戒本疏』三卷、太賢の『梵網經古迹記』四卷⁽⁴⁾などでは、受戒法について考慮されるところがないのである。

六種の受戒法とは何かというと、それは(1)梵網本、(2)地持本、(3)高昌本、(4)瓔珞本、(5)新撰本、(6)制旨本の六種である⁽⁵⁾。他にみるべきものとして、智顛は『優婆塞戒經』と『普賢觀經』の受戒法を指示するのであるが、前経は在家のみに用いる受法であり、後経は身似高位人の自誓受法であるからそこには録さないのだとしている。又、第六制旨本は、備さに在家出家の方法があるのであるが、広文であるために録さないとしている。

(1) 梵網本の受戒法は次の如きものである。すなわち、
○先受三帰云

我某甲、從今身至仏身、於其中間、歸依常住仏、歸依常住法、歸依常住僧三説

○次三結已三説

○次懺悔十不善業更起三拜

○次讚歎受約勅諦聽三説

○直説十重相、問能持不次第答能

○然後結撮、讚歎、發願、余所未解問或師便散席

(後文言、欲受戒者、応香火請一師至仏前受、師応問、能忍十事不、割肉飴鷹、投身餓虎等恐性地已上方能此制、亦云、千里内無師、許仏像前自誓受、三帰、懺悔、説十重、如前無異、出口為別耳)

(2) 地持本の受戒法は次の如きである。

若菩薩発無上菩提願已、於同法菩薩已発願者、有智有力善語善義能誦能持、於此人所

○先礼足已作是言

我某甲、從大德乞受菩薩戒、大德於我不憚勞苦、哀愍聽許三説

○次起礼十方諸仏、更請師云、

唯願大德授我某甲菩薩戒三説

○次生念、不久当得無尽無量大功德聚、師応問言、汝是菩薩不、已発菩提願未、

○問竟応言

法弟聽、汝欲於我受一切菩薩戒、謂律儀戒、攝善法戒、饒

益有情戒、此戒是過去未來現在一切菩薩所住戒、過去一切菩薩已学、未來一切菩薩当学、現在一切菩薩今学、汝能受不答能、三説

○師応起自礼仏竟、作是言

某甲菩薩、於我某甲菩薩前、三説受菩薩戒我為作証、一切十方無量諸仏、第一無上大師、於一切衆生一切諸法現前見覺者、証知某甲菩薩於我某甲菩薩前三説受菩薩戒三説

○然後結撮讚歎便散席

(3) 高昌本は次の如きである。

○先請師云

族姓大德、我某甲今從大德乞受菩薩戒、唯願大德忍許聽受憐愍故三説

○次乞戒云

族姓大德、今正是時、願時与我受菩薩戒三説

○次問遮法凡十問

○師応起為白諸仏唱言

一切諸仏及大地諸菩薩僧聽、此某甲菩薩、求我某甲菩薩、欲從諸仏菩薩僧乞受菩薩戒、此某甲已是真實菩薩、已発菩提願能生深信、已能捨一切所有不惜身命、唯願諸仏菩薩僧憐愍故施与某甲菩薩戒三説

○次問受戒者言、

汝某甲聽、一切諸仏菩薩僧、今施汝菩薩戒、汝今從一切諸
仏菩薩僧受菩薩戒、律儀戒、攝善法戒、攝衆生戒、此諸仏
戒、是過去未來現在一切菩薩所住戒、如過去菩薩已學、未
來菩薩當學、現在菩薩今學、汝當如是學、汝能持不答能、三說
○次白竟唱言

此某甲菩薩、於一切仏菩薩前從我某甲菩薩辺、已第二第三
說受菩薩戒竟、我某甲菩薩為作証人、此受戒菩薩名某甲
○復白

十方無量諸仏第一勝師、及柔和者一切衆生軟覺者、此某甲
菩薩於我某甲菩薩前、已三說受一切菩薩律儀戒竟三說

○次說十重相竟結撮讚歎便散

(4) 瓔珞本は次の如きである。

○前礼三世三宝三說

○次受四不壞信、帰依仏、帰依法、帰依僧帰依戒三說

○次懺悔十惡五逆等三說

○次說十重戒、犯者失四十二賢聖法、問能持不答能

○然後結撮三帰、重騰前十重戒讚歎發願言、受菩薩戒、超

度四魔越三界苦、生生不失常隨行人、乃至成仏、若不受戒
不名有識、畜生無異、常離三宝海、非菩薩、是邪見外道不

近人情勸化人受戒功德勝造八万四千宝塔有戒犯者勝無戒不

犯若於真仏菩薩前受者、名上品戒、若仏滅後千里内無仏菩

薩、從前受者為師、名中品戒、若千里内無法師、從仏菩薩

像前自誓受者、名下品戒

(5) 新撰本は近代の諸師の所集であるが、それに凡そ十八
科ある。次の如くである。

第一、師初入道場礼仏、在仏辺就座坐

第二、弟子入道場礼仏胡跪

第三、師請三宝

第四、令起心念三宝如在目前

第五、懺悔十不善業

第六、請諸聖作師

第七、請現前師

第八、師讚歎弟子能發勝心

第九、正乞是戒

第十、教發菩提心

第十一、問遮法有十五問

第十二、想念得戒

第十三、發戒時立誓

第十四、受菩薩三帰以此三帰發戒

(第十五、師起唱羯磨亦以羯磨發戒)

第十六、結竟

第十七、師還坐勸学

第十八、說十重相結撮讚歎作礼便去

ところで、明曠疏三卷は、その冒頭に記すように、刪補述

作の基本的態度を、(1)天台をもって宗骨とし、(2)天宮慧威の受戒儀を用い、(3)諸家に則り参取すること、の三点に置いたのである。⁸⁾

明曠疏は(1)名体、(2)宗用、(3)教授、(4)受法、(5)伝訳、(6)料簡、(7)随文解釈の七科を説くが、名体宗用教に約する三科を別出するのは、天台経題釈の通例にならおうとする作意であり、天台疏に録する六種戒儀を承けて、受法の一科を立てるのである。この受法の科段には、十二門戒儀が説かれる。それは(1)開悟、(2)三帰、(3)請師、(4)懺悔、(5)発心、(6)示相問遮、(7)授戒、(8)証明、(9)現相、(10)陳持犯、(11)明広願、(12)教持戒の十二門よりなる受戒法である。⁹⁾周知の通り、この受戒法は、湛然(一七八二)の『授菩薩戒儀』一卷を承けるのである。

湛然の十二門戒儀の冒頭には次のように記す。
依古徳及梵網、瓔珞、地持、并高昌等文、授菩薩戒行事之儀略為十二門、雖不專依一家並不違聖教¹⁰⁾

すなわち、十二門戒儀は、古徳の諸本、梵網本、瓔珞本、地持本、高昌本等の戒文を参取し組織づけたもので、専ら一家の受戒法によるようなものではなかつたのである。

湛然以前には、受戒法関係の資料として、(1)慧思撰と伝えらる『受菩薩戒儀』¹¹⁾、(2)慧沼の『受菩薩戒法』¹²⁾、(3)善無畏・敬賢の『無畏三蔵禅要』¹³⁾、(4)不空の『受菩提心戒儀』¹⁴⁾などが存し

たのである。久野芳隆氏は『最澄を終点とする受菩薩戒儀の成立過程(附梵網戒に関する諸見解)』と題する論文¹⁵⁾を發表され、湛然の十二門戒儀が天台疏所録の六種戒儀および、(1)慧思本、(2)慧沼本などどのように交渉するか、その点を明らかにされたのである。しかるに、平了照氏は『伝慧思本受菩薩戒儀について』と題する論文¹⁶⁾を發表され、そこで従来伝えてきた慧思撰『受菩薩戒儀』一卷は、実は慧思のものではなくて、天宮慧威のものであらうと、極めて注目すべき論定を下されたのである。それによれば、今日に亡逸して伝わらない天台疏三卷のなかには、伝慧思本とそれほど違わぬ受戒儀が記されていたのである。しかるに、天台疏の六種戒儀は、慧威によって伝慧思本のごとく整理され、それを承けた湛然は、慧沼の受戒法および諸本を参取しつつ、彼一流の十二門戒儀を完成するのである。この湛然の戒儀を承け、明曠は更に円教菩薩独占の戒観の立場で、それに新たな照明を与えたのである。

ところで、明曠疏が著わされたその年から二十数年の後(八〇五)に、我が最澄の入唐求法があり、やがて小乗戒の理論的根拠を大乘戒の立場から一向に拒絶する、円頓戒壇建立の発願がある。最澄の主張は、円教菩薩独占の戒観、実相戒体説、三学一体説などの点において、明曠疏に依拠する処大なるものがあるといわれている。¹⁷⁾

(1)最澄には『授菩薩戒儀⁽¹⁸⁾』があり、(2)円珍はこれに朱註をつけ、今日『裏書⁽¹⁹⁾』として存する。勿論、それは湛然―明曠に創まる十二門戒儀である。(3)安然はこの十二門によって『普通授菩薩戒儀広釈』三巻を著わし、「一切不摂普通授戒」の菩薩戒思想を宣揚している。又、(4)黒谷に相承する『古本戒儀』、『新本戒儀』、『机受戒略戒儀』など浄土宗の受戒法は、完全に十二門戒儀の伝統につながるものである。又、(5)禅宗の虎関師錬の『禅戒軌⁽²²⁾』などは、「禅戒」の優位を唱え、十門組織にしたがが、慧思本、慧沼本を証権として引用するなど、天台系の受戒儀の伝統を承けるものであることは明瞭である。ただし、(6)道元の『正法眼蔵受戒』、『教授戒文』などの受法は、これらの伝統的な受戒法の系譜によっては理解のつかない内容のものである。⁽²³⁾

以上に概観したように、天台疏に記す六種戒儀の伝統は、十二門戒儀に継承され、それが特に我が国の受菩薩戒法の展開史に圧倒的な影響を及ぼしたのである。しかるに本論では、中国仏教思想史において、このような歴史的意義を荷負う、天台疏に焦点をあわせ、天台疏成立以前の時代において、それら六種の受菩薩戒法がどのように形成されるのであるか。又、菩薩戒の従受という、そのような修道論的形態を通じて、菩薩戒思想がどのように展開されていったのであるか。そしてどのつまりそれはどのような思想を結実するのであ

るか。という諸点について以下に考察を加えたいと思う。

註

1 大正蔵四〇巻、卍蔵一編・五九套・三冊之内所収。佐藤哲英『天台大師の研究』第四篇、經疏類の研究、第四節、菩薩戒義疏について（四一二頁以下）を参照すると、菩薩戒義疏三巻の天台真撰説を疑っている。この程度の論拠では問題にならないと思うので、今は伝統的な天台真撰説に従う。

2 大正蔵三三巻・七一六頁・下。

3 大正蔵四六巻・三六頁・上。

4 同・四八四頁・上。

5 大正蔵四〇巻、卍蔵一編・五九套・三冊之内所収。

6 法蔵、義寂、太賢の各疏は、大正蔵四〇巻所収。卍蔵一編・五九套、六〇套、六一套之内には、他に、元暁、勝莊、知周、法銑、伝奥、与戒、慧因、殊宏、今釈、智旭、弘贊、寂光、浄挺、徳玉、書玉等の『梵網經』の義疏類を収める。

7 大正蔵四〇巻・五六八頁・上。

8 同・五八〇頁・中。

今随所欲直筆銷文取捨有憑不違先見、則以天台為宗骨、用天宮之具緑、補闕銷積貴在扶文、則諸家參取但自慮遺失、豈敢呈露他人、忽漏視聽之縁、幸知源意矣。

9 同・五八一頁・下。

10 卍蔵二編・一〇套・一冊（五頁・左上）。

尚、日比宣正『唐代天台学序説』（山喜房・昭四一）第四編・成立年代未詳の著作、第三章授菩薩戒儀（四三三頁―）で製作年

次は推定できないとしている。が、少なくとも明曠疏成立年次（七七七）以前ということが云える。湛然の寂年は七八二年である。

11 同上。

12 『勸発菩提心集』（大正蔵四五卷、卍蔵二編・三套・二冊）巻下之内。

13 大正蔵一八卷所収。

14 同上。

15 『常盤博士還曆記念仏教論叢』（弘文堂、昭八）九五頁―。

16 『大正大学々報』第四〇輯（昭三〇）。平説は、大野法道「南岳慧思作と伝ふる受菩薩戒儀について」（『大正大学々報』第二四・五輯、昭一一）批判によって導びかれている。尚、関口真大「授菩薩戒儀達摩本について」（『印仏研究』第九卷二号、昭三六。他）で、伝慧思本は北宗禅系統の受戒法ではないかと推論している。

17 平了照「明曠撰天台菩薩戒疏について」（『天台学報』第十号、昭四三）参照。

18 大正蔵七四卷。

19 同上。伝教全集（昭四一）巻一所収。

20 同上。又、本書には賢聖伝受の十本を挙げる。

一梵網本、二地持本、三高昌本、四瓔珞本、五新撰本、六制旨本、七達摩本、八明曠本、九妙楽本、十和国本、今抛妙楽本略開一十二門（七五七頁・中）。

一切不摂、普通授戒（七五八頁・上）。

21 日仏全七二巻所収。義山（一六四八―一七二七）の『授菩薩

菩薩思想の形成と展開（池田）

戒儀要解』（浄土全一五巻）は、妙楽本の註疏であり、全長の『顕浄土伝戒論補註』（一七七一）（日仏全七二巻）なども天台正統説を挙げる。他に妙瑞『略述大乘戒義』（一七八三）、観徹『浄宗円頓菩薩戒誘蒙』（一七三三）、大玄『円戒啓蒙』、顕了『浄土宗円頓戒玄談』（一八一五）などは受戒儀に関説し、『誘蒙』には法台本、義寂本がみえ（一三二頁・上下）、『玄談』には、震旦七本、日本八本を掲げ、日本撰として、宗覚、慈円、聖臨、敬首の諸戒儀を記している（三四七頁・下）。

22 禅学大系戒法部。尚、柴西撰と伝えるものに、『授禅戒作法』（駒大、一七三―W六）、『達摩相承一心戒文』（駒大・二五三―四一九〇）、『一心戒儀軌』（谷大、京大）、『円頓三聚一心戒』（谷大）などがあり、又、覚明に『円頓一心戒和解』（一三二〇）（松ヶ岡）がある。

23 曹洞宗全書宗源上下巻所収。

この点については『宗学研究』第十二号で管見を呈する予定である。

〔附註〕 明曠疏以後の中国には、受戒儀関係の資料として次のようなものがある。

（1） 澄照『略授三帰五八戒並菩薩戒』（八八一）（卍蔵一・九五・五）。

（2） 延寿（一九七五）『受菩薩戒法（序）』（卍蔵二・一〇・一）。

（3） 知礼（一一〇二八）『受菩薩戒儀』（『四明教行録』巻一。大正蔵四六巻、卍蔵二・五・五）。

（4） 遵式（一一〇三二）『受菩薩戒儀』（『金園集』巻上。卍蔵二・六・二）。

- (5) 宗蹟『禅苑清規』「受戒」(一一〇三)(卍藏二・一六・五)。
- (6) 元照『授大乘菩薩儀』(一一一一)(『芝苑遺編』卷中。卍藏二・一〇・三)。
- (7) 与威(一一一六三)『梵網菩薩戒經疏註』八卷(卍藏一・五九・三一四)。
- (8) 可觀(一一一八二)『授戒普說』(『山家義苑』卷下。卍藏二・六・二)。
- (9) 株宏『梵網菩薩戒經義疏發隱』五卷(一五八七)(卍藏一・五九・四一五)。
- (10) 法藏『弘戒法儀』(卍二・一一・五)。
- (11) 智旭『重定授菩薩戒法』(一六三二)(『律要後集』。卍藏二・一一・五)。
- (12) 元賢『菩薩戒』(一六四六)(『律学発軀』卷上。卍藏二・一一・五)。
- 同『授戒普說』(『永覚広録』卷三〇。卍藏二・三〇・四)。
- (13) 隠元(一六五四)『弘戒法儀』(禅学大系戒法部)。
- (14) S1073『受菩薩戒儀』。

二 菩薩戒思想の形成

菩薩戒の立場は、律法ではない経戒の受得に重点をおき、持経がすなわち持戒であるとして、調正道の至極を経法の実践に置くところにその特色があった。したがって菩薩戒の従受ということも、始源的には自誓受法以後の成立であるといえよう。自誓による受戒法は、『菩薩内戒経』(一一三六)、

『大方等陀羅尼経』(四〇一—四一七)、『菩薩地持経』(一四一八)、『善戒経』(四三二—)、『観普賢菩薩行法経』、『梵網経』(四二六—四八二)、『菩薩瓔珞本業経』(四二六—)などの諸経が示すところである。出家在家を問わず、自誓受法は道俗に通用するのである。それは単に調正道における自己の決意を表明するという意味のみにとどまらず、むしろ至誠心を尽くして懺悔するところのものと、それは表裏をなすものであった。受戒法を示す諸経が法式として常に懺悔の項を設けるのはそのためである。天台が犯重について小乗は懺法なく、大乘は懺法ありとして、四種三昧という懺悔法の組織体系を形成する、これがその所以である。

ところで、自誓受の菩薩戒の高揚によって、従他受の菩薩戒が歴史に登場するのは、玄始七年(四一八)、かの殉教僧曇無讖(一四三三)によって『菩薩地持経』七巻が訳出されたのに始まる。この経はもと弥勒の説法を無著が聴受して記録した『瑜伽師地論』本地分の菩薩地の一部で、菩薩の心行を広説するものであり、その全体を菩薩戒とする意図がある。戒学における新機軸は、戒度九節の第二において、三聚淨戒と四重四十二犯事の戒条を設定したことである。後に、この経は『菩薩戒本』、『菩薩優婆塞戒壇文』、『菩薩善戒経』(四三一—)、『菩薩戒要義経』などの戒経を産み、『梵網経』の成立にも有力な役割を果たしたのである。

『菩薩地持經』による從他受法は、天台疏が掲げた六種のうちの第二地持本で示すところのものである。『高僧傳』卷二所載の曇無讖傳の如くならば、彼はこの戒儀によって道進に受戒したと伝える。⁽¹⁾ 僧祐の『出三藏記集』卷一四に載する傳は、この事を記していない。天台疏の記事が『高僧傳』によったものであることは明らかである。曇無讖傳はその受法のように次の如く伝えてゐる。

初讖在姑藏、有張掖沙門道進、欲從讖受菩薩戒、讖云「且悔過」、乃竭誠七日夜、至第八日、詣讖求受、讖忽大怒、進更思惟、（但是我業障未消耳）、乃勦力三年、且禪且懺、進即於定中、見釈迦文仏与諸大士授已戒法、其夕同止十余、人、皆感夢如進所見、進欲詣讖説之、未及至数十步、讖驚起、唱言「善哉善哉、已感戒矣、吾当更為汝作証」、次第於仏像前為説戒相、

時沙門道朗、振譽關西、当進感戒之夕、朗亦通夢、乃自卑戒臘求為法弟、於是從進受者千有余人、伝授此法迄至于今、皆讖之余則、有別記云、菩薩地持經、応是伊波勒菩薩伝来此土、後果是讖所伝訳、疑讖或非凡也

この記事で私は殊に次の二点を注意したい。

(1)、曇無讖の菩薩戒弟子道進が、入寂するまでに千有余人に及ぶ多数の人々に受戒し、それが慧峻によって『高僧傳』十四巻が著わされる梁武帝の天監十八年（五一九）にいたる

間、世に盛行していると記すこと。

(2)、曇無讖の訳場に高名であり、譽を關西に振った道朗が、自ら戒臘を卑しめて、道進の法弟たらんと乞求したことがある。

天台疏に掲げる第三高昌本は、あるいは暢法師本ともいうが、その宗源は地持本に発するので、その受法は少しく広いという。なぜ高昌本と呼称するかというと、道進が曇無讖に伝えた菩薩戒は、その後、河西王沮渠蒙遜の子、景環が拠つた高昌郡に弘まり、なかでも高昌の郷貫である僧遵・曇景の両員は、道進の伝戒弟子となつて、かの地に道俗を化導し功があつたから、その郡名によって高昌本と称するのだと智顛は説明している。

又、玄暢法師（一四九四）があり、元嘉（四二四—四五二）の末に、魏より荆、蜀の地に歸して、かの地に授菩薩戒法を宣揚したという。この授戒法は高昌本にほぼ同じものであるが、少しく相違するところもあるから、別名して世に暢法師本として伝えるのであると記している。⁽¹³⁾

玄暢の伝は、『高僧傳』卷八に載するが、卷十三の法献（一四九七）⁽¹⁴⁾ 伝でも詳伝され、その他にも、卷十一の玄高（一四四四）⁽¹⁵⁾ 伝、法期伝などにその名がみえており、はるか後世の『宋高僧傳』卷八の曇璠伝⁽¹⁶⁾ などで、その事績が語られるほどに、彼の門風は著名である。伝の如くであるなら、彼は華嚴

大部を宣釈した最初の人であり、三論を善くし、学者の宗と仰がれた人物であった。天台疏には、荊蜀の地に菩薩戒法を宣授したとのみ記すが、法献伝によれば、玄暢は東行して重ねて受戒の法を説いたとしており、僧史家、慧皎の論によれば、道生（一四三四）、僧叡、慧遠（一四一六）とならんで宗を建業に領した人と記す¹⁹ほどであるから、揚州地方に、玄暢の説戒に随喜した多くの人々がいたはずであり、それが隋代まで伝えられたのであろうと思われる。

以上で述べて来たように、地持本戒儀は、その後、高昌本、玄暢本などの諸戒儀を産むことになったのである。

ところで、天台疏に掲げる高昌本は説戒の段で地持本にはなかった「十重」を記している。梵網本、瓔珞本が十重戒を説くのは当然であるとしても、地持本を受ける高昌本が十重戒を説くのは、その背景に歴史的な事情があったと考える。すなわち、それは梵網本の戒条の流行によって影響されたものであろうと考えたいのである。

『菩薩地持経』は律法の七衆律儀戒を大乘戒として認容したが、別途の菩薩の律儀として四重四十二犯事²⁰を創説したのである。それは出家在家に共通するものであった。しかるに同じく曇無讖訳（四二六）『優婆塞戒経』受戒品第十四において、この経の戒学が委説され、受戒したものの護持すべき戒条として、六重法と二十八失意罪を説くのである²¹。これを受

けて、求那跋摩訳（四三一）『菩薩善戒経』（一卷本）は同様に出家八重戒、在家六重戒²²を説き、『地持経』の四十二犯事は四十八戒へと変化しているのである。この六重八重の戒条は教界に相当の指導力を有し、『観普賢菩薩行法経』²³（四二四—四四二）、『観虚空蔵菩薩経』²⁴（四二四—四四二）などと同様の説がみられ、さらに『菩薩五法懺悔文』²⁵（一五〇—一五〇五）、『現在賢劫千仏名経』²⁶（五〇五—）などには、四重、六重、八重の戒条が記されている。

しかるに『梵網経』（四二六—四八二）は、この八重六重の伝統的な戒条を、十重禁戒²⁷に統合し、『優婆塞戒経』、『善戒経』が出家と在家に分割して理解した菩薩戒を、むしろ菩薩戒そのものの本義によって闡明しようとしたのである。このような『梵網経』の十重の戒条を支持して『菩薩瓔珞本業経』（四二六—）においては、地持の律儀戒が律法の七衆所受の別解脱戒であったのを、梵網経の十重禁戒と入替え戒条史に大變革を果たしたのであった²⁸。

ところで、大野法道氏の『大乘戒経の研究』では、各種大蔵経の大乗律の編制に於ける順位の問題に冠して、次のような見解を示している。すなわち、「強いて言へば此等の各種の順位に於て通じて見られることは、初頭に地持経を置くものと、梵網経を置くものと二種あることであるが、之には経の内容とともに、中国の大乗戒の史実が加味されてゐる如く

である。即ち天台が梵網經を特選する以前は、地持戒が広く行はれ、他經は殆ど考慮の外に置かれたことが反映したものと見られる²⁹⁾と。僧祐錄(一五二八)卷二の列名に『菩薩地持經』を「或言菩薩戒經」とし、隋の法經錄(五九四)には「菩薩戒經」と挙示して地持の名を没し、それは彦琮(六〇二)、靜泰(六六三)の二錄も同ようである。開元錄(七三〇)已來「菩薩地持經」の名を用いるので、それ以前には「菩薩戒經」といえば「地持經」を指すのが普通であった³⁰⁾。この一事をもつてしても先の推論は正しいものとなろうとしている。

しかるに、本論が先に考察してきたところによれば、梵網經で初めて説かれる十重禁戒の戒条は、すでに天台以前の諸戒儀のなかでみごとに定着をみせていたのである。このことは十重を説く受戒法によって、諸道俗が菩薩戒を從受し来たということを意味している。加えて、智顛の記すところによれば、近代の諸師の所集になるという、第五新撰本においても、やはり十重を説戒の段に説くのである。したがって受戒儀の面から論断すると、梵網經は地持經をかなり早い時期から陵駕し来たということができると思う。

又、智顛以前に、例えば慧皎(一五五四)に『梵網戒義疏』があった³¹⁾ということがわづかではあるが伝えられているのである。智順(一五〇七)には、法事贊、受戒弘法等の記があ

った³²⁾というし、法雲³³⁾(一五二九)、智藏³⁴⁾(一五二二)、慧超³⁵⁾(一五二六)、慧約³⁶⁾(一五三五)などの各伝が記すところによれば、梁の武帝は諸方等經典を抄して『受菩薩戒法』を撰したと伝えている。想像をたくましくすれば、慧皎の梵網戒義疏の成立も、あるいはこれら一連の梁代の氣象によってとみなすことはできまいか。又、大野氏の指摘される³⁷⁾ように、僧祐錄所載の羅什伝にはみられなかった、菩薩戒本訳出の記事を、僧祐錄卷十一所載の「菩薩波羅提木叉後記」の記述によつて、慧皎は羅什伝を改作し、道融伝でそれを調整するのであるといふのであれば、高僧伝の編述に際し、慧皎の側にそれだけの理由があったとしなければなるまいと思う。又、三宝紀所依の第一經序なども、このような梵網戒の流行の思潮のなかで著わされたとも考えられるのではなからうか。

註

- 1 大正藏二四卷・一〇二八頁・下。
 - 2 卷一(大正藏二二卷・六四五頁・中一六四六頁・中)。
 - 3 卷五方便処戒品(大正藏三〇卷・九一七頁・上)。
 - 4 同・一〇一四頁・上。
 - 5 大正藏九卷・三九三頁・下。
 - 6 第二十三戒(大正藏二三卷・一〇〇六頁・下)。
 - 7 大衆受學品第七(同・一〇二〇頁・下)。
 - 8 摩訶止觀卷四上(大正藏四六卷・三九頁・下)。
- 若犯重者仏法死人、小乘無懺法、若依大乘許其懺悔、如上四種

三昧中説下当更明

9 天台疏には次のように説明する。

二地持経、相伝是弥勒説、原本是燈明仏説、蓮華藏菩薩受持、次第三十余菩薩伝化、後有伊波勒菩薩、応迹託化伝来此土、然地持是曇無讖所訳、疑讖既是伊波勒、第四戒品出受戒法(五六八頁・上)。

10 弥勒説とされるものに、『瑜伽師地論』、『菩提中辺論頌』、『正法正理論』、『大乘莊嚴経論』などがある。地持戒本の帰敬偈には「亦礼前論主、当覚慈氏尊」とあり、その巻尾には「此是弥勒世尊、摩得勒伽和合説」とあって、弥勒は実在の人物とされる。玄奘の『大唐西域記』巻五では、弥勒は兜率天にある菩薩で、阿踰陀にいた無著は夜夜彼の天宮に昇り、弥勒から瑜伽論、莊嚴論、菩提中辺論頌などの説法を聞き、朝朝大衆の爲めに所聞の妙理を開演したと記している。

ところで、玄奘相伝という慧沼本は願生兜率の信仰に立つものであり、湛然本はそれを願生弥陀浄土に改換した。これは瑜伽戒に対する天台系の梵網戒支持を示すものであろうが、これは湛然一流の見識である(拙稿『荆溪の十二門戒儀論』印仏研究第十八巻第一号参照)。彼以後の戒儀は、ほとんどがこの願生弥陀浄土の信仰的立場を承ける。そのなかにあって一人、安然の『普通広釈』のみは、むしろ善無畏、不空などの密教の戒学に近いと推察する。浄土思想が希薄であり、むしろ弥勒信仰に帰ろうとしている。

梁伝巻十一の慧覽(一四六四)伝には
仍於罽賓從達摩比丘諮受禪要、達摩曾入定往兜率天、從弥勒受

菩薩戒、後以戒法授覽、覽還至千隲、復以戒法授彼方諸僧(三九九頁・上)。

と記している。慧覽が達摩比丘に受けた戒法は、もと達摩が兜率天に往詣し、弥勒より直受するところの菩薩戒であったといふ。かくして、菩薩戒法と弥勒信仰の結合は、玄奘以前のかなり早い時期に成立したことが知られよう。

11 大正蔵五〇巻・三三六頁・下。

横超慧日『中国仏教の研究』(昭三三・法蔵館)所収「中国仏教に於ける国家意識」(『東方学報』第十一冊三・昭一五)では、受菩薩戒の背景的思想が示され、この記事を消極的に読んでい

12 大正蔵五五巻・一〇二頁・下。

13 大正蔵四〇巻・五六八頁・下。

14 大正蔵五〇巻・三七七頁・上。

15 同・四一一頁・下。

献以永明之中、被勅与長干玄暢同為僧主、分任南北兩岸、暢本秦州人、亦律禁清白、文惠太子奉為戒師、献後被勅、三吳使、妙簡二衆、暢亦東行重申受戒之法、時暢与献二僧皆少習律檢不競当世

16 同・三九八頁・上。

17 同・三九九頁・上。

18 同・七五七頁・中。

19 安雖一時同輦、酒為百民致諫、故能終感応真開雲顕報、其後

荆陝著名、則以翼遇為言初、盧山清素、則以持永為上首、融恒影肇德重関中、生叡暢遠領宗建業、曇度僧淵独擅江西之宝、超

進慧基、乃揚浙東盛(三八三頁・上)。

20 大正藏三〇卷、九一三頁・中。

21 大正藏二四卷、一〇四九頁・上。

優婆塞者有六重法。

22 大正藏三〇卷、一〇一五頁上。

在家六重、出家八重

23 大正藏九卷、三九三頁・下。

若欲具足菩薩戒者……次自誓受六重法、次當勤修無礙梵行發広
濟心受八重法。

24 大正藏一三卷、六七七頁・中。

出家比丘比丘尼、沙弥沙弥尼、式又摩尼、犯四重禁、在家菩薩
毀六重法、出家菩薩犯八重法。

25 大正藏二四卷、一一二二頁・中。

破戒犯四重、六重、及八重。

26 大正藏一四卷、三七七頁・中。

或作四重六重八重、障聖道業。

27 大正藏二四卷、一〇〇四頁・中。

仏告諸仏子言、有十重波羅提木又、若受菩薩戒、不誦此戒者、
非菩薩、非仏種子。「十波羅提木又」「十無忌藏戒品」「十重」

28 大正藏二四卷、一〇二〇頁・中下。

今為諸菩薩結一切戒根本、所謂三受門、攝善法戒、所謂八万四
千法門、攝衆生戒所謂慈悲喜捨化及一切衆生皆得安樂、攝律儀
戒、所謂十波羅夷。

29 大野法道『大乘戒經の研究』(山喜房・昭二九、三八) 四四
頁参照。

30 同・一八三頁参照。

大野法道は、望月信亨『浄土教の起源及発達』(昭五、共立社)
第四章支那撰述の疑偽経における、梵網経(一五五―一八四
頁)論の立場を支持する。湯用彤も『漢魏両晋南北朝仏教史』
下卷(民国二七年・昭一三・商務印書館)第十九章北方之禪法
浄土与戒律(八二七頁)で、望月説に依って「總之、梵網戒本
必流行北方、而南方頗未注意也」と結論している。横超慧日の
前掲(註11)論文(三五二頁)もほぼ同様の立場をとる。

これに対し、境野黄洋は、『支那仏教史講話』上卷(昭二、共
立社)第一章鳩摩羅什の学統(一九六頁)で、梵網経は偽作に
あらずと主張し、この立場で、第八章大乘戒の伝訳(四七七
頁)、下卷(昭四・共立社)第五章律宗(六一二頁)の諸論を著
わし、『支那仏教精史』(昭一〇・境野遺稿刊行会)でもこの立
場はかえないのである。

31 『高僧伝』卷十四末尾(四三三頁・上)。

此伝は会稽嘉祥寺慧皎法師所撰、法師学通内外善講経律、著涅
槃疏十卷、梵網戒等義疏、並為世軌。

『続高僧伝』卷六、慧皎伝(四七一頁・中)参照。又、卷二一、
智文伝(六〇九頁・下)、道成伝(六一二頁・上)には、「菩薩
戒疏両卷」、「講：菩薩戒」とある。

32 『高僧伝』卷八、智順伝(三八一頁・中)

順所著法事賛、及受戒弘法等記、皆行於世。

33 天監将末、扶南国献経三部、勅雲訳之、詳決梁梵、皆理明意
顯、状若親承、帝抄諸方等経、撰受菩薩戒法、構等覚道場、請
草堂寺慧約法師、以為智者、躬受大戒以自莊嚴、自茲厥後、王

侯朝士、法俗傾都、或有年臘過於智者、皆望風奮附啓受戒法、
雲曰戒終是一先已同稟、今重受者誠非所異、有若趣時、於是固
執、帝累勸獎每如說喻（四六四頁・下）。

34 帝將受菩薩戒、勅僧正牒老宿德望、時超正略牒法深、慧約、
智藏三人、而帝意在於智藏、仍取之矣（四六七頁・上）。

35 天監年中、帝請為家僧、禮問殊積、初戒典東流、人各伝受、
所見偏執、妙法猶漏、皇明御寓、撥採群經、円壇更造文義斯構、
事類因果於此載明、有詔令超受菩薩戒（四六八頁・中）

36 帝乃博採經教、撰立戒品、條草畢舉儀具陳、制造円壇用明果
極……至十八年己亥四月八日、天子發弘誓心受菩薩戒（四六九
頁・中）。

37 大野法道前掲著書、二七八頁参照。

三 菩薩戒思想の展開

前節では特に菩薩戒の従受が歴史的にどのような形成さ
れ、伝播されたのかを考察したのであるが、ここではそのよ
うな受戒の修道論的意味が何のようなものであったのか、考
察してみたいと思う。

菩薩戒を現実に従受した時、在俗の人には別に問題はなか
ったのであるが、それが大僧である場合には、一つの困難な
問題が残った。というのは、官許の出る大僧としての資格条
件が、二百五十戒の受具にあったことは以然変わりないので
あり、したがって菩薩戒を従受することが、直ちに僧風僧儀

に全面的な影響を及ぼすというような意味にはならないから
である。そこでは菩薩戒は「重受」として自覚されるのであ
る。この「重受」の立場は、我が伝教の菩薩戒「単受」の立
場と比較すると、思想的に大きな隔りをもつものである。う。
大乘戒の立場は七衆律儀戒に對立して、種種の戒条を發表
するのであるが、現実には七衆戒を離れえなかつたといえ
る。したがって智顛の場合は別としても、菩薩戒を宣揚する
人々の多くは、礎地に必ず比丘戒等を受持すべきであるとい
う立場をとつたのである。

菩薩戒を七衆律儀と共に受持すべきであるとする、このよ
うな立場は瑜伽戒の立場であり、『菩薩地持經』、『菩薩善戒
經』などの思想は中国仏教の戒律觀の大勢を決するかの如き
影響を与えたのである。殊に『善戒經』が重樓四級次第の説
を示すことは有名で、これによって優婆塞戒、沙弥戒、比丘
戒、菩薩戒の次第受授を説き、菩薩戒は比丘戒と不離の關係
におかれたのである。

これに對し『梵網經』、『瓔珞經』の立場は、小乘声聞の戒
を外道鷄狗等の邪戒であるとし、専ら大乘菩薩戒を受持すべ
きであるとするのである。大乘共門に對する、これは独菩薩
不共の戒觀である。殊に地持經の律儀戒が律法の別解脱戒を
示したのに相違して、梵網經の十重禁戒を名指した、『瓔珞
經』の戒觀は戒条史に大变革をもたらすものであった。前節

で考察した如く、天台疏に掲げられた高昌本、新撰本は、梵網本、瓔珞本を受けて、いずれも十重禁戒を説いたのであり、修道論的形態としては、歴史的にかなり早く、梵網戒の思想的影響をうけたのである。

しかるに、瑜伽戒の「重受」から、梵網戒の「単受」の立場へと転換していく過程を、歴史的にかつ自覚的に把握することはできないものであろうか。私はここに「捨戒」の思想を媒介にしたいと思うのである。

「捨戒」とは、文字通りの意味で、具足戒を捨て去ることである。そこには重受の觀念も、七衆律儀という差別の觀念もない。経戒の極めて積極的な要請があるのみである。

捨戒で高名な大僧を僧伝のなかに捜してみると、高僧伝巻一二の曇称⁽³⁾伝、巻一三の曇翼⁽⁴⁾伝に附する道敬⁽⁵⁾伝、続高僧伝巻一六の信行⁽⁶⁾伝、巻二六の明馭⁽⁷⁾伝などを掲げることができる。伝のつたえるところによれば、曇称は捨戒して奴となり、累年執役したといひ、道敬(一四四三)は衆僧に供養するたために、具足戒を捨て、専ら十戒に精通したと伝え、明馭(一六〇四)の奇瑞に逢った五人の沙門は、捨戒して奴となり、三宝に供養したというのである。又、智顛(一五九七)と同時の人である、信行(一五九四)は、具足戒を捨て、親執勞役し、諸悲敬を供養して道俗を通礼したという。気づくように、捨戒した人々は等しく勞役に就いた人々であったのである。

り、勞役につくために捨戒したかの如き感さえ与えるこれら所伝の意味がここでは問題であらう。

「捨戒」と「勞役」の二つは、もとより同一の基盤の上にたつものと思われる。妙なる願海の交響のなかに想いをひそめた自己は、実践的には虚妄に等しい具足戒の形相を捨て、自らの周辺に圧倒的な量で存在する、敬礼すべき生命の群像のなかに、真当に生きられた自己でなければならぬというのである。「捨戒」は内に深まりゆく決択点であるが、「勞役」は外に限りなく広がりがゆく大乘菩薩の実践面であるといえよう。既成の価値体系は根源的に問いかえされており、ここでは変革が迫られている。正しくそれは経戒の実践的要請に由来するものであったのである。

信行が重んじた經典の一つである『仏藏經』(四〇二—四一三)は、般若に依って空無所得の無執を戒基とし、戒基のなるところでは、生活の去就を自由なる選択に任すと教えるのであり、調正道に戒条を説く諸經とは方向を異にするものであった。經の題下に「一名選択諸法」とあるのはこの意味と思われ、無得の調正道を尚ぶ大乘戒の特色を保有するものである。又、彼の所依の經典となった『十輪經』(五〇五—五七〇)は、同ように般若經以来の空の戒基を再認識するものであり、特別の戒相を出さないのであるが、この戒基の光によって照らされた律法の七衆律儀戒は大乘戒であると認容する

のである。したがって大乘菩薩応現の道場は、坐禪、誦經、管理僧事の三業であると教えるのである。⁽⁸⁾ 徒侶を結び、科綱を立てた信行に、「山東所制衆事諸法」なる撰があつたと伝えらるるのであるが、この僧制が『仏藏經』、『十輪經』などの大乘戒学の立場で表わされたであろうことは充分に推察できるのである。

智顛には、天台山国清寺清規とでもいうべき、「立法法十條」があり、そこで(1)四時坐禪、(2)六時礼仏、(3)知僧事の三綱目を掲げている。⁽⁹⁾ これは『十輪經』の教説と相通じるものである。智顛もやはり、法華円教の光に照らされない小乗戒は無意味であるとし、中道妙觀、性無作仮色の戒体に立つて、独自の諸法実相論を展開したのであるが、顯正的融会の立場で、一色一香の中道にあらざるはなく、举足下足の道場にあらざるはないとしているのである。『訓知事人』の記事によつても知られるように、彼も又信行同よう「勞働」の意義について温かな同情を示した人であつた。經戒の實踐という終始一貫した立場において彼の懺悔法に対する工夫もあつたわけである。正しくそれは、諸法実相思想の修道論的形態と名指せるものであろう。

ところで、智顛、信行などで殊に自覚的修道的に形成されるにいたつた、このような思想の始源は歴史的にかなり早い時期にみいだされるであらう。

『出三藏記集』卷十三、『高僧伝』卷一⁽¹⁰⁾所載の康僧会伝はいずれも次のように伝える。康僧会(一二八〇)は呉の孫皓から、「仏教はどのような生活を教えるのか」という初心の質問を受けた。彼はこれに対して、『菩薩本業經』の百三十五願を二百五十戒に改作し、仏教徒の日常の進止挙動は、一切時、一切処、一切事において人倫のために尽くさんとすることにすると答えたというのである。『菩薩本業經』(二二二—二五三)は華嚴系の經典であるが、彼はこの經の戒觀によつて、日常生活における願と戒との交響をみごとに説明したのであろう。

又、道安(一三八五)は、僧尼軌範仏法憲章を著わし、そこで(1)行香定座上講經上講法、(2)常日六時行道飲食唱時法、(3)布薩差使悔過等法の条三例を制定している。天下の寺舎でこの制に則らないものはないというほどであつた。⁽¹¹⁾

法雲(一五二九)は、光宅寺主に勅せられ、僧制をその衆に創立したが、それは雅に後則たるべきものであつた。普通六年(五二五)には、大僧正に勅せられ、同泰寺に千僧会を設け、広く諸寺の知事、学行の名僧を集会したという。⁽¹²⁾

慧遠(一五九二)の衆は、寺衆百余、領徒者三十、並大唐之稱首也というほどの盛況を呈したが、彼は衆を領すること厳で衆式に則つては有罰無赦であつたという。⁽¹³⁾

靈裕(一六〇五)には、「僧制寺誥」、「受菩薩戒法」などの

著があつた¹⁵という。常盤大定氏によつて、彼と信行の親密な関係が指摘されたが、彼の衆では、労役は大衆のもの¹⁶とされ、侍者、供給を沙弥に預けず、僧制の澄正にして普同なること、主客を論ずるようなことはなかつた¹⁷というのである。ここに想いを致したいことは、法顕、道安、曇諦などの各伝が、それぞれ、「於田中刈稻」、「驅役田舎」、「為衆僧採菜¹⁸」と伝えた記事は、いずれも大僧となる以前のものであり、決まって沙弥の頃の労働であつた¹⁹ということである。しかるに靈裕はこのような修道論的自覚は間違つてゐるとし、絶待平等の修道論を闡明した。

曇藏（一六三五）は、性度弘裕に、風範肅成であつた。彼は綱維領袖するの²⁰に、恒に接対の役をもつてしたという。

道英（一六三六）は、當理僧役、以事考心ふうの人であり、聴講の暇には常に僧役に供した。彼は日頃次のように語つたという。「冥目の坐禅は、窮尋理性する時契旨あるがごとくであるが、開目の瞬間には、またもとの常識になれあつてゐる。故に私は事務に遊役して観心薰習あらしめるのです²¹」。然るに彼は冥目ではない、開目の常坐を功夫したと伝える。現実的でかつ実践的に真摯な魂が、修道論的変革へと高揚していつた好例であらう。

慧顛（一六三七）は、智首、道岳等と共に学窮稽古した人であるが、彼は法律を詳議し、憲章を刪定するの²²に功があつたという。

曇榮（一六三九）は、毎年春夏に方等、般舟を立て、秋冬に坐禅、念誦を興こし、五衆煙随し、百供鱗集するところであつた。晋魏韓趙周鄭よりこの方、釈種のその戒を更新せるものは実に榮の功であると記している。

志超（一六四一）は、式禅礼に准じ、課時輟むことなく、禅学数百、清肅として規を成じたという。四時に禅を結び、身づから衆侶を誡め、虧あれば殿罰に処した²³という。

このような列伝の記事によつて、修道論的形態が新たな展開を示していることに注意したのである。その顕著な展開点は隋代であつたといつてほぼ間違ひはないと思われ²⁴。北周武帝のブレイントラストによつて上表された廢仏理論（五四七）は、要するに高邁な仏教精神を平易な大衆の生活へとひきずりおろすものであつたが、このような平延大寺の思想にまともに対決し、それを批判的に超克することができた新しい時代の荷負い手たちこそが、智顛であり、信行であり、靈裕であり、慧遠であつたといえよう。蓋し、生きられた歴史の重みを荷負することができるのは、批判的に克服されてゐるもののみであらう。ここにおいて、仏道修行は、師家と大衆の間に通う、確固とした一体感のなかで行じられることとなり、サロンの放談を無視して、真人が真人に出会うことのみを重視し、そのような大衆のなかに一如として実参

実究することが急務とされるにいたったのである。

註

1 二節註記33参照。

2 大正蔵三〇卷・一〇一四頁・下。

3 釈曇称、河北人、少而仁愛、惠乃昆虫、晋末至彭城見有老人年八十夫妻窮悴、酒捨戒為奴、累年執役、而内修道徳、未嘗有廢、鄉隣嗟之、及二老卒、傭賃獲直悉為二老福用、擬以自贖事畢、欲還入道、法物未備……(四〇四頁・上)

4 時有釈道敬者、本瑯琊胄族、晋右將軍王羲之曾孫、避世出家、情愛丘壑、棲于若耶山、立懸溜精舎、敬後供養衆僧、乃捨具足、專精十戒云(四一〇頁・下)。

5 後於相州法蔵寺、捨具足戒、親執勞役、供諸悲敬、礼通道俗、单衣節食、挺出時倫(五六〇頁・上)。

6 沙門五人生逢奇瑞、捨戒為奴、供養三宝(六七四頁・下)。

7 矢吹慶輝『三階教之研究』(昭二、岩波)六無尽蔵法と地蔵教、一、三階教と所依經典に示された引用回数表(五九五頁)を参照すると、1十輪經一二〇回、2涅槃經八七回、3大集月蔵分七一回、4仏蔵經五七回、5薩遮尼乾子經四九回、6雜阿含經四七回、7迦葉經二七回、8摩訶衍經一九回、9像法決疑經一八回、10妙法蓮華經一七回、11摩訶摩耶經一六回、12華嚴經一五回、13勝鬘經一四回 他という頻度になるが、十輪經は第一位、仏蔵經は第四位である。大正蔵一五卷所収。

尚、石田茂作『奈良朝仏教の研究』(東洋文庫・昭五、四一)一七八頁などに説明するように、三階律周部九卷、三階律三卷、

明三階仏法二卷、略明法界衆生根機淺深法一卷などの三階教関係の文献は、七四三年〜七四七年の間に、国禁を犯して、朝鮮經由で我国に入っている。

又、明曠疏の引用經典は多く法蔵疏に依っていると私は推察するが、天台疏に一ヶ所も引いていない『十輪經』を、法蔵疏を仲介にして引くことは注意されている。引用經典と引用個所が同一であるということは、この場合、その經説を軸として二つの思想が関わることを意味しているのではないかと考えるからである。

8 卷二(大正蔵一三卷・六八八頁・下、六九三頁・上)。

9 拙稿「天台大師にみられる清規思想」(印仏研究第十六卷第一号)参照。

10 大正蔵五五卷・九六頁・下。

11 大正蔵五〇卷・三二六頁・上。

12 同・卷五・道安伝(三五三頁・中)。

13 同・法雲伝(四六四頁・中下)。

14 続高僧伝卷八、慧遠伝(四九二頁・上)

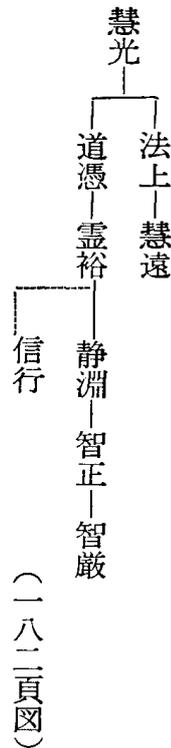
尚、彼の師、慧光および法上にみるべき記事がある。慧光は伝が語る如く、經戒の立場に否定的な見解を有した人である。すなわち「若初依經論、必輕戒網、邪見滅法障道之元、由是因循多授律檢」と伝えるのであるが、彼には『僧制十八條』があり、時世に重んずるところであった(六〇七頁・下、六〇八頁・上)という。又、法上(一五八〇)は、專一に綱統を知り、その衆に制様別行したが、そこでは嚴格に道俗を両異せしめ、制寺立浄の嚴たることここに始まる(四八五頁・下)と伝えてい

る。

道宣は明律篇を結ぶ試論(六二二頁・下)で次の如く記す。慢己有累於嚴制、遂即迴情学大開展心胸、陵轢声聞、褒揚菩薩、通情則恐投於坑穽、取解則曲媚於門侶、如期懷挾未曰倫通。道宣は菩薩戒思想がややもするとおちいる欠陥を批判するのであり、「大小両教随相撰修」であるべきだと主張している。菩薩戒思想に対立した、律宗の人々の有力な主張があったことを知るべきである。

15 同、卷九、靈裕伝(四九七頁・下)。

16 常盤大定『支那仏教の研究』(昭一三・春秋社)六、隋の靈裕と三階教の七階仏名。九、周末隋初に於ける菩薩仏教の要求、参照。



17 大正蔵五〇卷・三三七頁・中。

18 同・三五二頁・下。

19 同・三七二頁・上。

20 同・卷一三、曇藏伝(五二五頁・下)。

彼は又、自誓法に従他法を折中して受戒している。

尋又下勅、得遙受戒不、蔵曰、地持論云、若無戒師、発弘誓願、得菩薩戒、因進論文勅乃以懺詞令蔵披読(五二六頁・上)。

21 同・卷二五、道英伝(六五四頁・上中)。

22 同・卷一四、慧顚伝(五三四頁・上)。

菩薩思想の形成と展開(池田)

23 同・卷二〇、曇榮伝(五八九頁・中)。

24 同・卷二〇、志超伝(五九二頁・上)。

25 横超慧日前掲(二節註11)著書所収「中国仏教に於ける大乘思想の興起」(『東方学報』第一四冊二・昭一八)で「菩薩号」に関する興味深い論及(三二〇頁)がなされている。

四 結 語

以上の考察によつて、天台疏成立以前に、菩薩戒思想がどのように形成され、どのように展開されようとしていたのか、歴史的経過の大綱がほぼ論じられたかに思う。

次の問題は、このような菩薩戒思想を背景にして、天台疏の六種戒儀が、それ以後の諸戒儀と、どのように交渉し発展していったかということであろう。この問題は、一時期を画する明曠疏成立までの時代であり、更には伝教の円頓戒創唱に関わる問題である。殊に、『六祖壇経』などにみられるような、禅宗の戒学について多くの考慮を要するであろう。

又、本論では、広律研究史との交渉において、菩薩戒思想を考察する用意に欠けていた。殊に「清規」の形成という面では、本論の把握の仕方は不充分である。というのは、註記に附した如く、慧光—法上—慧遠などの僧制は、むしろ菩薩戒の立場に対立する思想の系譜にあるからである。本論は、菩薩戒思想が修道論的に展開されてゆきつくところのもの

して、清規を名指したのであって、その限りで正しいと確信するのであるが、だからといって、清規は全部菩薩戒思想で語りつくせるとはいえないと思う。「清規」の語源的伝統的な響からいうと、それはむしろ律宗の僧制に近接するものが多いかと、私は推察するのであるが、これらは今後の研究課題としたい。

〔附註〕 高僧伝、続高僧伝において、菩薩戒について著名な人々は、次の如きである。

- (1) 鳩摩羅什(一四二三)三三二・b
- (2) 曇無讖(一四三三)道進、道朗 三三六・a、c
- (3) 求那跋摩(一四三一)文帝 三四一・b
- (4) 僧輔 王忱 三五五・b
- (5) 道融 羅什、姚興 三六三・b
- (6) 僧徹(一四四三)義康、蕭思話 三七〇・c
- (7) 道闇 張裕 三七二・a
- (8) 智順(一五〇七)三八一・b
- (9) 法通(一五一二)文宣王、文献王、謝朏、陸果、張孝秀 三八二・b
- (10) 慧覽(一四六四)達摩比丘 三九九・a
- (11) 僧祐(一五一八)四〇二・c
- (12) 法猷(一四九七)王肅、王融、張融、張縵、慧令、智藏、玄暢(一四九四)、文惠太子 四一一・c
- (13) 慧芬(一四八五)袁愍孫 四一六・b|c
- (14) 道儒(一四九〇)長沙王、伯仲孫、長敬兒 四一六・c
- (15) 法願(一五〇〇)四一七・b
- (16) 慧皎(一五五四)四二三・a
- (17) 真谛(一五六九)曹毘 四三一・b
- (18) 法雲(一五二九)武帝、慧約 四六四・c
- (19) 智藏(一五二二)法深、慧約、智藏 四六七・c
- (20) 慧超(一五二六)四六八・b
- (21) 慧約(一五三五)四六九・b|c
- (22) 慧布(一五八七)陳主 四八一・a
- (23) 僧範(一五六七)徐遵、明季、宝頂 四八三・c
- (24) 法上(一五八〇)文宣帝 四八五・b、c
- (25) 曇延(一五八八)四八八・c
- (26) 慧哲(一五九七)陳氏王族 四九三・c
- (27) 慧暉(一五八九)吳明徹、王胄 四九四・c
- (28) 慧弼(一五九九)四九五・a
- (29) 靈裕(一六〇五)樓叡 四九五・c、四九六・a、四九七・b、c
- (30) 智聚(一六〇九)宗成劉公 五〇三・a
- (31) 法彦(一六〇七)高穎 五〇五・c
- (32) 保恭(一六二一)王暕 五二二・c
- (33) 道判(一六一五)薛国公及夫人鄭氏 五一七・b
- (34) 淨業(一六一六)淨範 五一七・c
- (35) 慧因(一六二七)五二二・b
- (36) 円光(一六三〇)五二四・b
- (37) 曇藏(一六三五)五二六・a
- (38) 慧顛(一六三七)皇姊桂陽長公主 五三四・a

- (39) 法恭 (一六四〇) 雍州牧魏王 五三六・a
- (40) 慧眺 (一六三九) 五三九・c
- (41) 法常 (一六四五) 皇后 金慈藏 五四一・a
- (42) 智徽 (一六三八) 張亮 五四一・c
- (43) 僧達 (一五五六) 光師、梁武皇帝、魏廢帝中王、高隆 五
五三・a
- (44) 僧稠 (一五六〇) 五五四・b
- (45) 慧命 (一五六八) 戴逵 五六一・b
- (46) 慧思 (一五七七) 五六四・a
- (47) 智顛 (一五九七) 伯智、陳主、晉王 五六五・b、五六六・
a、b、五六八・a
- (48) 曇遷 (一六〇七) 五七二・a
- (49) 法純 (一六〇三) 文帝 五七五・b
- (50) 道舜 五七七・a
- (51) 智通 (一六一一) 五七七・b
- (52) 僧照 (一六一一) 五七八・c
- (53) 僧定 (一六二四) 五七九・b
- (54) 智滿 (一六二八) 五八三・a
- (55) 道昂 (一六三四) 五八八・b
- (56) 静琳 (一六四〇) 任城王及太妃、楚国太妃、安平公主、蕭
環、張亮、杜正倫、李道裕 五九〇・c
- (57) 志超 (一六四一) 五九二・c
- (58) 智聰 (一六四八) 五九五・b
- (59) 惠仙 (一六五五) 六〇〇・b
- (60) 僧倫 (一六四九) 裴万傾 六〇一・c
- (61) 善伏 (一六六〇) 六〇三・a
- (62) 道禪 (一五二七) 六〇七・b
- (63) 智文 (一五九九) 六〇九・c
- (64) 道成 (一六〇八) 六一一・a
- (65) 慧主 (一六二九) 六一二・b、c
- (66) 慧雄 (一六三四) 六一五・b
- (67) 玄琬 (一六三六) 皇太子 六一六・b・c
- (68) 慧旻 (一六四九) 六二〇・a
- (69) 慈藏 (一六四三) 六三九・c、六四〇・a
- (70) 植相 (一五四五) 六四六・a
- (71) 洪猷 (一五九四) 六四九・c
- (72) 叉德 (一六三八) 六五五・a
- (73) 道穆 六五八・b
- (74) 法進 (一六〇〇) 六六〇・b
- (75) 道悅 (一六五五) 六六一・c、六六二・a
- (76) 法聰 (一六五六) 六六四・c
- (77) 道密 大隋皇帝堅 六六七・c
- (78) 僧蓋 (一六一八) 六七〇・a
- (79) 宝瓊 (一六三四) 六七八・b
- (80) 僧晃 (一六一八) 六九四・c
- (81) 真觀 (一六一一) 七〇二・c